

蕨市手数料条例の一部を改正する条例

蕨市手数料条例（昭和 53 年蕨市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 項中「第 18 条第 2 項、第 18 条第 14 項、第 43 条第 2 項第 1 号、第 85 条第 4 項、第 86 条第 1 項、第 86 条第 2 項、第 86 条の 2 第 1 項、第 86 条の 5 第 1 項、第 86 条の 8 第 1 項及び第 3 項（第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 87 条の 2 第 1 項の規定に該当する」を「の規定により」に改め、同条第 7 項中「第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第 11 条の規定による軽微な変更」に該当していることを証する書面の交付を申請する者」を「の規定により申請をする者」に改める。

第 6 条第 1 項ただし書中「第 18 条第 4 項」を「第 18 条第 5 項」に改める。

別表 31 の項中「及び計画通知」を「又は計画通知（次項及び 31 の 3 の項に規定する場合を除く。）」に改め、同項第 1 号中「7,000 円」を「8,000 円」に改め、同項第 2 号中「14,000 円」を「20,000 円」に改め、同項第 3 号中「24,000 円」を「34,000 円」に改め、同項第 4 号中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「31,000 円」を「36,000 円」に改め、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 39,000 円

別表 31 の項の次に次の 3 項を加える。

31 の 2 昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知	(1) 昇降機を含む建築物を建築する場合 (次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。)
---------------------------------------	---

	前項各号の額に、昇降機 1 基ごとに 14,000 円（小荷物専用昇降機に ついては、5,000 円）を加算した 金額 (2) 確認を受けた建築物の計画及び確認 を受けた昇降機の計画の変更をして建 築物を建築する場合 前項各号の額に、計画の変更をする 昇降機 1 基ごとに 7,000 円（小荷 物専用昇降機については、4,000 円）を加算した金額 (3) 確認を受けた建築物のみの計画の変 更をして建築物を建築する場合 前項各号に定める金額 (4) 確認を受けた昇降機のみ計画の変 更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機 1 基ごと に 7,000 円（小荷物専用昇降機に ついては、4,000 円）
31の3 建築物エネルギー消費性能 適合性判定を行うことが比較的容易 な特定建築行為に関する確認申請又 は計画通知	申請に係る特定建築行為を行おうとす る一の建築物ごとに次に掲げる区分に 応じそれぞれ次に定める額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律施行規則（平成 28 年 国土交通省令第 5 号。以下「建築物省

エネ法施行規則」という。) 第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(次号に掲げるものを除く。)

31の項各号の額又は前項各号に該当する場合はその額に、次に定める額を加算した金額

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

14,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

16,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

27,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

43,000円

(2) 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物省エネ法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

31の項各号の額又は前項各号に該当する場合はその額に、次に定める額を加算した金額

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

7,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

8,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

13,500円

	(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの 21,500 円
31の4 建築設備に関する確認申請又は計画通知	(1) 昇降機を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1 基ごとに 14,000 円（小荷物専用昇降機については、5,000 円） (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1 基ごとに 7,000 円（小荷物専用昇降機については、4,000 円）

別表 33 の項第 1 号中「14,000 円」を「15,000 円」に改め、同項第 2 号中「17,000 円」を「24,000 円」に改め、同項第 3 号中「24,000 円」を「34,000 円」に改め、同項第 4 号中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「35,000 円」を「37,000 円」に改め、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 42,000 円

別表 33 の項の次に次の 3 項を加える。

33の2 昇降機を含む建築物に関する完了検査	前項各号の額に、昇降機 1 基ごとに 17,000 円（小荷物専用昇降機については、10,000 円）を加算した金額
33の3 要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関	33の項の額又は前項に該当する場合はその額に、申請に係る特定建築行為を

する完了検査	行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 (1) 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 3, 000 円 (2) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 5, 000 円 (3) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 6, 000 円 (4) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの 7, 000 円 (5) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 8, 000 円
33の4 建築設備に関する完了検査	昇降機 1 基ごとに 17, 000 円（小荷物専用昇降機については、10, 000 円）

別表 34 の項の次に次の 1 項を加える。

34の2 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定	1 件につき 120, 000 円
--	--------------------------

別表中 40 の 4 の項を 40 の 5 の項とし、40 の 3 の項を 40 の 4 の項とし、40 の 2 の項を 40 の 3 の項とし、40 の項の次に次の 1 項を加える。

40 の 2 一団地の住宅施設に関する 都市計画に基づく建築物の容積率、 建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関 する制限の適用除外に係る認定	1 件につき 27,000 円
--	-----------------

別表 40 の 5 の項の次に次の 2 項を加える。

40 の 6 既存建築物の大規模の修繕 又は大規模の模様替に対する敷地と 道路との関係の建築制限の緩和に係 る認定	1 件につき 27,000 円
40 の 7 既存建築物の大規模の修繕 又は大規模の模様替に対する道路内 における建築制限の緩和に係る認定	1 件につき 27,000 円

別表 43 の項中「合算した額」を「合算して得た金額」に改め、同表 49 の項中「51 の項」を「次項、51 の項及び 52 の項」に改め、同表 50 の項を次のように改める。

50 建築基準関係規定の適合につい ての審査を同時に申し出る長期優良 住宅建築等計画の認定	(1) 品確法第 6 条の 2 第 3 項の確認書若 しくは同条第 4 項の住宅性能評価書又 はこれらの写しが提出された場合 次に掲げる額を合算して得た金額 ア 31 の項の規定により算定した額 イ 前項(1)の規定による額 ウ 昇降機を含む建築物の場合 31 の 2 の項の規定により算定し
---	---

た額

エ 建築物省エネ法第 11 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第 12 条第 2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合

31 の 3 の項の規定により算定した額

オ 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの

120,700 円

カ 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの

174,600 円

(2) (1)以外のもの

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 31 の項の規定により算定した額

	イ 前項(2)の規定による額 ウ 昇降機を含む建築物の場合 3 1 の 2 の項の規定により算定した額 エ 建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第 1 2 条第 2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 3 1 の 3 の項の規定により算定した額 オ 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 1 2 0 , 7 0 0 円 カ 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの 1 7 4 , 6 0 0 円
--	--

別表 5 2 の項を次のように改める。

5 2 建築基準関係規定の適合についての審査を同時に申し出る長期優良住宅建築等計画の変更の認定	(1) 品確法第 6 条の 2 第 3 項の確認書若しくは同条第 4 項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合
--	---

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 31の項の規定により算定した額

イ 前項(1)の規定による額

ウ 昇降機を含む建築物の場合

31の2の項の規定により算定した額

エ 建築物省エネ法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合

31の3の項の規定により算定した額

オ 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものの

120,700円

カ 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないものの

174,600円

(2) (1)以外のもの

	次に掲げる額を合算して得た金額
	ア 31の項の規定により算定した額
	イ 前項(2)の規定による額
	ウ 昇降機を含む建築物の場合 31の2の項の規定により算定した額
	エ 建築物省エネ法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 31の3の項の規定により算定した額
	オ 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円
	カ 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの 174,600円

別表55の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

59,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

100,000円

別表 5 6 の項を次のように改める。

5 6 建築基準関係規定の適合についての審査を同時に申し出る低炭素建築物新築等計画の認定	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 3 1 の項の規定により算定した額 (2) 前項の規定による額 (3) 昇降機を含む建築物の場合 3 1 の 2 の項の規定により算定した額 (4) 建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第 1 2 条第 2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築行為の場合 3 1 の 3 の項の規定により算定した額 (5) 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 1 2 0 , 7 0 0 円 (6) 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの 1 7 4 , 6 0 0 円
---	---

別表 5 7 の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号

を加える。

- (4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

14,500円

- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

29,500円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

50,000円

別表58の項から62の項までを次のように改める。

58 建築基準関係規定の適合についての審査を同時に申し出る低炭素建築物新築等計画の変更の認定	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 31の項の規定により算定した額 (2) 前項の規定により算定した額 (3) 昇降機を含む建築物の場合 31の2の項により算定した額 (4) 建築物省エネ法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築行為の場合 31の3の項に規定する額 (5) 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円 (6) 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの 174,600円
58の2 建築物省エネ法第11条第	申請に係る特定建築行為を行おうとす

1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定

る一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 建築物省エネ法第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画

(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。) が建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項の認定又は建築物省エネ法第 3 1 条第 1 項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

5, 0 0 0 円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、次号イ及び第 4 号イにおいて同じ。) が 3 0 0 平方メートル未満のもの

1 1, 0 0 0 円

(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの

23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法により算定したものをいう。（イ）において同じ。）が300平方メートル未満のもの

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

19,000円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

40,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メー

トル以上のもの

44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

135,000円

(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

66,000円

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準とを併用するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

59,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

100,000円

(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

334,000円

(6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー

	一消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円
58の3 建築物省エネ法第11条第2項又は建築物省エネ法第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更	前項の規定により算定した額の2分の1に相当する額。ただし、新たに追加される建築物については、前項の規定により算定した額とする。
59 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（次項に規定する場合を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、次号イ、61の項第1号イ、同項第2号イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

19,000円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

40,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

135,000円

(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

66,000円

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

59,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

100,000円

(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

334,000円

(6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

102,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

	130,000円
60 建築基準関係規定の適合についての審査を同時に申し出る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 31の項の規定により算定した額 (2) 前項の規定による額 (3) 昇降機を含む建築物の場合 31の2の項の規定により算定した額 (4) 建築物省エネ法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 31の3の項の規定により算定した額 (5) 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円 (6) 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの 174,600円

6 1 建築物エネルギー消費性能向上
計画の変更の認定（次項に規定する
場合を除く。）

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算
して得た金額。ただし、新たに追加され
る建築物については、59の項の規定に
より算定した額とする。

(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号
に掲げる基準に適合していることを示
す書類又はこれに類する書類として市
長が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅

2, 500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次
に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メー
トル未満のもの

5, 500円

(イ) 床面積の合計が300平方メー
トル以上のもの

11, 500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅
部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次
に定める額

(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

5, 5 0 0 円

(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの

9, 5 0 0 円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 0 条第 2 号イ (1)及びロ (1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの

2 0, 0 0 0 円

(イ) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの

2 2, 0 0 0 円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

トル未満のもの

40,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

67,500円

(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

33,000円

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

14,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

29,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

50,000円

(5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

133,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

167,000円

(6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

	ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 5 1 , 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 6 5 , 0 0 0 円
6 2 建築基準関係規定の適合についての審査を同時に申し出る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 3 1 の項の規定により算定した額 (2) 前項の規定により算定した額 (3) 昇降機を含む建築物の場合 3 1 の 2 の項の規定により算定した額 (4) 建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は建築物省エネ法第 1 2 条第 2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 3 1 の 3 の項の規定により算定した額 (5) 構造計算適合性判定の実施を併せて

	申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円
	(6) 構造計算適合性判定の実施を併せて申し出るもののうち構造計算が大臣認定プログラムにより行われないもの 174,600円

別表６３の項を削り、同表６３の２の項中「第１１条」を「第１３条」に、「に掲げる額」を「の規定により算定した額」に改め、同項を同表６３の項とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表３１の項（次項に掲げるものを除く。）、３１の２の項（第１号の規定に限る。）、５０の項、５６の項、５８の２の項及び６０の項の規定は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 改正後の別表３１の項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、３１の２の項（第２号及び第３号の規定に限る。）、３３の項、３３の３の項、５２の項、５８の項及び６２の項の規定は、施行日以後に着手した建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に係る手数料について適用し、施行日前に着手した建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に係る手数料については、なお従前の例による。

令和７年２月１７日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄